十八　連結配当規制適用会社に関する注記 十九　収益認識に関する注記 二十　その他の注記	
備考 1　会社計算規則第98条第２項第１号に規定する会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）にあつては一、五、七、八及び十から十八までに掲げる項目を、同項第２号に規定する会計監査人設置会社以外の公開会社にあつては一、五、十四及び十八に掲げる項目を、同項第３号に規定する会計監査人設置会社であつて会社法第444条第３項に規定するもの以外の株式会社にあつては十四に掲げる項目を表示することを要しない。 2　（略） 3　貸借対照表に関する注記は、会社計算規則第103条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。 (1)～(3)　（略） 4　損益計算書に関する注記は、会社計算規則第104条に規定する事項のほか、全国新幹線鉄道整備法第17条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額及び全国新幹線鉄道整備法施行規則第14条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額を計上する場合にあつては、その金額とする。 5　（略）	備考 1　会社計算規則第98条第２項第１号に規定する会計監査人設置会社以外の株式会社（公開会社を除く。）にあつてはⅠ、Ⅲ、Ⅳ、ⅥからⅪまでに掲げる項目を、同項第２号に規定する会計監査人設置会社以外の公開会社にあつてはⅠ及びⅪに掲げる項目を表示することを要しない。 2　（略） 3　Ⅲ貸借対照表に関する注記は、会社計算規則第103条に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。 (1)～(3)　（略） 4　Ⅳ損益計算書に関する注記は、会社計算規則第104条に規定する事項のほか、全国新幹線鉄道整備法第17条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金繰入額及び全国新幹線鉄道整備法施行規則第14条第１項の規定による新幹線鉄道大規模改修引当金取崩額を計上する場合にあつては、その金額とする。 5　（略）

（旅客鉄道株式会社の経理の整理の特例に関する省令の一部改正）

第三条　旅客鉄道株式会社の経理の整理の特例に関する省令（昭和六十二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
2　北海道旅客会社等に対する鉄道事業会計規則（昭和六十二年運輸省令第七号）の適用については、 （略） 同令別表第二財務諸表第三号表中 [株主資本 / （略） / 評価・換算差額等 / （略） / 新株予約権 / 純資産合計] 当期首残高 / 　 / 　 / 　 / 　 （略） / 　 / 　 / 　 / 　 とあるのは [株主資本 / （略） / 経営安定基金 / 経営安定基金評価差額金 / 評価・換算差額等 / （略） / 新株予約権 / 純資産合計] 当期首残高 / 　 / 　 / 　 / 　 / 　 / 　 （略） / 　 / 　 / 　 / 　 / 　 / 　 と、	2　北海道旅客会社等に対する鉄道事業会計規則（昭和六十二年運輸省令第七号）の適用については、 （略） 同令別表第二財務諸表第三号表中 [株主資本 / （略） / 評価・換算差額等 / （略） / 新株予約権 / 純資産合計] 前期末残高 / 　 / 　 / 　 / 　 （略） / 　 / 　 / 　 / 　 とあるのは [株主資本 / （略） / 経営安定基金 / 経営安定基金評価差額金 / 評価・換算差額等 / （略） / 新株予約権 / 純資産合計] 前期末残高 / 　 / 　 / 　 / 　 / 　 / 　 （略） / 　 / 　 / 　 / 　 / 　 / 　 と、